

第2章 計画の定義

第2章 計画の定義

1 計画の基本姿勢

(1) 市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自身が、自主的・主体的な市民活動を促進するに当たっての環境づくりのために市が策定する計画であること。

本来、市民活動は市民の自主的・主体的な活動を基にしており、独自に発展することが望ましいのですが、現在のところ人材面や資金面の問題など発展を困難にする課題が存在し、その解決には、行政からのさまざまな支援が重要であると考えています。

支援策については、市民活動の自主性・主体性を尊重し、継続的な発展が促進されるよう配慮します。

(2) 市民と市民のパートナーシップの確立に向けた計画であること。

市民活動を促進し、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民の市政への参画を促す計画です。

(3) 市民意見を踏まえた計画であること。

支援策の具体的内容については、アンケート、ワークショップ、パブリックコメントの結果及び市民協働参画審議会からの答申を踏まえ、市民意見の聴取に努め策定した計画です。

2 計画の期間

この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画の期間とします。

5年間という期間設定については、市民活動を取り巻く社会情勢が変化し続けていることを踏まえ、中期的な展望で策定したものです。また、状況の変化に適合させるため、必要に応じて計画の期間内に見直しを行います。

平成28年度以降については、それまでの間の支援策の効果や市民活動の状況を鑑み、次期計画を検討する中で、取り組むべき課題と具体的施策の見直しを行います。

3 計画の対象区域

原則的に下関市域を対象とします。

また、本市の中核市としての役割及び市域を越えて展開している市民活動の実態を考慮し、より広域的な対応に配慮します。